

(更正原因:地図に準ずる図面地域(明治時代))

1. 地積更正の原因について、申請地は 21-3 を分筆した際の残地部分(明治時代の成果)で、現在と明治時代の測量技術、求積方法の相違及び分筆した際の差引計算による誤差の集積と考える。
2. 申請地は、公図とほぼ整合、提出済測量図、隣接地の提出済測量図とは整合し、地形、地物、利用状況等により土地を特定できた。**更正の原因は、明治時代の成果である公簿から分筆された残地部分で、当時の測量精度、求積方法などによる誤差が集積されたものと考え。**
3. 本申請は、農道水路の付け替えのための土地地積更正、分筆登記をするものです。更正原因は、①784, 714 の土地の地積は明治時代に実施された地押調査の成果であり、その当時の測量技術、求積方法が現在と相違することによるもの。又②706-1, 755-1 の土地の地積は明治時代の求積成果から分筆により差し引き計算された値であり、現在と明治時代の測量、求積等の技術の差及び差し引き計算による誤差の集積と考える。③706-4 の土地については、提出済測量図と許容誤差内で整合した。④706-6 の土地については、提出済測量図とほぼ整合するが、地積更正を要する。その理由は、**提出済測量図作成当時と現在の測量機器(平板測量とトータルステーション)求積方法(図上読取と現地数値)の相違、及び水路との境界確定の相違によるものと考え。**⑤781 の土地については、西隣(795-4)の土地所有者が境界確認に正当な理由なく立会を拒否した為確定できなかったが、提出済測量図と整合、コンクリート構造物とも一致し土地を特定できたため、分筆後の 1 筆については差し引き計算とした。分割点の境界標の設置については、建物の建築、アスファルト舗装等により亡失するため設置していない。
4. 地積更正の原因について、申請地は 57-6 を分筆した際の残地部分(明治時代の成果)で、当時の測量精度、求積方法などによる誤差が集積されたものと考え。尚、分筆後の 57-8 は現況が市道となっており、〇〇市に寄附の予定である。56-1 は水路敷きと市道部分となっており、水路部分は地元土地改良区が確認し、市道部分は、〇〇市道路管理課

の指示により土地所有者の確認を得た。既提出済地役権図面は、筆界を誤って作成されていたが**地役権**の範囲、地積に誤りはないことから、地役権変更の必要はないことを地役権者に確認済である。(別紙実測平面図参照)

(更正原因:図上求積誤り)

1. 県道〇〇線拡幅工事による土地分筆登記です。8-6 の更正原因は、地図を基に図上求積した値(74.05 m²)と申請登記地積(73.15 m²)の差(0.90 m²)がほぼ一致することから、**換地確定した際の図上求積に問題があった**と考える。分割点に境界標を設置しても後日工事により亡失するため新設しなかった。現地には、木杭を設置済である。参考に求積図(地図を基に図上求積した図面)を添付する。

(更正原因:地図訂正)

1. 国土調査の際、公図等(別紙重ね図参照)を十分検討せず、現況で調査・測量した結果、**水路が遺漏**したものと考える。公図・国調前地積測量図、及び関係者の証言等によっても誤りは明確であり、問題の生じる恐れはないものと思慮する。地積更正の原因は地図訂正によるものである。
2. 国土調査の際、誤って6-1の**土地の一部を無番地(農道)**としたため、地図訂正申出、地積更正・分筆登記するものである。公図及び関係者の証言によってもこのことは明確で、問題の生じる恐れはないと思慮する。分筆後の4-3及び6-2、-4については、道路敷地として地元土地改良区に寄附の予定である。
3. 市道〇〇町〇〇号線工事による土地分筆登記です。98番の地積更正の原因は、国土調査の際、**農道が遺漏**されたことによる地図訂正に伴うものです。99番の地図訂正は、**結線誤り**によるもので、地図訂正箇所の図上求積が2.4 m²で公差4.99 m²のため、地図訂正をしても地積更正を要しなかった。分割点に境界標を設置しても後日工事により亡失するため新設しなかった。現地には、木杭を設置済である
4. 申請地は、地図、隣接地の提出済測量図、地形、地物、利用状況等により土地を特定できた。「06 資料・証言・事実等の分析」に記載したとおり、申請地と隣接地(79-1)の筆界と占有界の相違及び申請地と80番、82番の間に存する水路について誤って国土調査がされたことを除き一致。更正原因は、国土調査の際の作図の誤り、測量精度に問題があったものとする。申請人、立会関係者間の意見の対立はないことから問題の生じることは考えられない。
5. 地積更正の原因は、国土調査の際75-14の土地を**現地確認不能**として処理したもので、参考に別紙重ね図を添付する。地積更正は、当時の測量・求積精度の問題により誤差が集積されたものとする。尚、75-4については、現在の登記情報は**尺貫法の単位で表示**しているので平方メートルに換算すると274 m²になる。

(更正原因:差引計算誤り)

1. 現地に提出済測量図(92-1)に記載された準拠点及び不動点「但し、K2(コンクリート杭)はコンクリート工事により埋没」が存し、地図、提出済測量図を基に復元した結果、地形地物等とも一致し、土地を特定できた。土地家屋調査士〇〇氏に電話にて詳細を確認し、問題となる点はなく、申請人と立会人等の関係者間で意見の対立もないことから、問題の生じることは考えられない。更正原因は、提出済測量図に記載したとおり分筆した際の差引計算誤りによるものです。本件は登記情報を181 m²とすると、公差内となる。参考に提出済測量図を添付する。

(更正原因:面積測定誤り)

1. 申請地は、地図、隣接地の提出済測量図、地形、地物、利用状況により土地を特定できた。地図を基に図上求積した結果、許容誤差範囲外であった。よって、地積更正の主因は、国土調査の際の**面積測定誤り**であるとする。申請人と立会人等関係者間で意見の対立がないことから、問題の生じることは考えられない。
2. 〇〇県が〇〇事業に伴い分筆登記申請するものです。地積更正の原因は、別紙参考資料(読取求積図)のとおり、4-1と4-2の土地の図上読取面積と実測面積はほぼ一致しているが、公簿面積とは相違する。よって、**求積誤り**であると推測される。境界標については工事により亡失の恐れがあることから設置しなかった。
3. 県道〇〇線拡幅工事による土地地積更正、分筆登記です。3-1 の更正原因は、地図を基に図上求積した値と登記地

積の差が許容誤差外で、**求積精度に問題**があり、又9-5については、**細長い形状の土地で、作図及び図上求積で小さな誤差**が集積された結果と考えられる。

(更正原因:地積測量図と抵触・読み取り等精度・境界確定協議の異なり)

1. 地積更正の原因は、参考に添付した提出済測量図のとおり、当時の**作図及び読取精度**によるものと考えられる。
2. 申請地は、町職員であった〇〇氏が作成した提出済測量図(昭和48年〇月〇日作成)により地積更正されている。別紙重ね図のとおり、提出済測量図とは、ほぼ一致するが、**当時は平板測量**であると思われ、現在と比較すると測量、図上読取精度が劣っていたこと、**官民境界協議が県、市で行われた形跡がなく、地元土地改良区と行われ、筆界確認が十分でなかったこと**が更正原因であると考ええる。
3. 昭和43年土地家屋調査士Aの作成の提出済測量図は、平成8年土地家屋調査士B作成の**提出済測量図と一部抵触**の記載があり、申請地西側の道(9番2現地確認不能・〇〇土地改良区管理地)と境界確定がされた形跡がないことから、あまり信用できない。これが更正の原因と思われる。参考に提出済測量図と公図を添付する。

(国土調査:精度が拙劣)

1. 申請地は、**地図とほぼ整合、隣接地の提出済測量図とは許容誤差内で整合し、地形、地物、利用状況により土地を特定できた。更正の原因は、国土調査時の測量精度、求積方法などによる誤差**と考える。
2. 地積更正の原因は、当時の筆界確認・測量・求積方法などの**時代的背景**によるものと考えられるが、特に求積精度によるものと思われる。
3. 県道〇〇線交通安全施設改良工事に伴う土地地積更正、分筆登記である。境界標は、改良工事により亡失するため設置しなかった。地積更正の原因は、地図と許容誤差内で整合することから国土調査の際の調査・測量及び作図・求積が現在と比べ**拙劣**であったことによると考える。

(国土調査:境界問題)

1. 申請地は、地図と許容誤差内で整合、隣接地の提出済測量図とも整合し、地形、地物、利用状況により土地を特定できた。地積更正の原因は、国土調査の際の精度上の問題と**官地境界部分との境界に問題**があったものと推測される。別添図面のとおり、現地確認不能地(15-2)は申請地に接している。